

# 福岡県公報

令和7年12月5日  
第 652 号

## 目 次

### 告 示 (第658号)

- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) ..... 1

#### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 1
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 2
- 土地改良区が定める管理規程の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 2
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ..... 3

#### 選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告 (行財政支援課) ..... 4

#### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会)  
の開催 (警察本部生活保安課) ..... 4
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会)  
の開催 (警察本部生活保安課) ..... 5
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 5
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開  
催 (警察本部生活保安課) ..... 6

## 告 示

### 福岡県告示第658号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和7年10月福岡県告示第605号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する宗像市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 揭示場所及び所在が不明な者の氏名

宗像市役所

中西 光俊

- 2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年10月  
福岡県告示第605号によること。

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江字中町516番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市浦志二丁目14-10

岩井 マキノ

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳町字原870番1、870番9、870番10、872番3及び872番10

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目9番33号

株式会社桶島建設

代表取締役 香川 晃

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、大石堰土地改良区から認可申請のあった雲雀堰頭首工管理規程の変更を令和7年11月21日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

なお、変更後の当該管理規程の概要は次のとおりである。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 施設の名称 雲雀堰頭首工

## 2 計画取水量

しろかき期 5.696立方メートル／秒

普通期 5.682立方メートル／秒

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年福岡県規則第77号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

国の機関（内閣府及び文部科学省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第1号）と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和7年11月18日

**公告**

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
江藤 秀徳	うきは市浮羽町三春359番地1
伊藤 忠廣	うきは市浮羽町高見837番地1
瀧内 敏夫	うきは市浮羽町山北1056番地2
秦 守	うきは市浮羽町三春657番地
秦 博敏	うきは市浮羽町三春1784番地
後藤 清美	うきは市浮羽町三春2111番地6

江藤 芳光	うきは市浮羽町高見510番地内第2
馬場 高男	うきは市浮羽町高見589番地1
和田 健一郎	うきは市浮羽町高見667番地1
吉瀬 俊一	うきは市浮羽町古川566番地1

## 2 退任監事

氏名	住所
野鶴 修	うきは市浮羽町三春1659番地1
岩下 雄介	うきは市浮羽町高見734番地
佐々木 正志	うきは市浮羽町山北737番地1

## 3 就任理事

氏名	住所
野鶴 修	うきは市浮羽町三春1659番地1
吉瀬 俊一	うきは市浮羽町古川566番地1
江藤 栄吉	うきは市浮羽町三春588番地2
秦 勇次	うきは市浮羽町三春679番地1
石井 次郎	うきは市浮羽町三春1825番地3
後藤 一善	うきは市浮羽町三春2117番地1
江藤 芳光	うきは市浮羽町高見510番地内第2
馬場 高男	うきは市浮羽町高見589番地1
佐藤 正二	うきは市浮羽町高見615番地3
伊藤 忠廣	うきは市浮羽町高見837番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
岩下 雄介	うきは市浮羽町高見734番地

瀧内 敏夫	うきは市浮羽町山北1056番地2
佐々木 正志	うきは市浮羽町山北737番地1

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	令和7年11月25日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈深江八丁目1814番1、1814番4から1814番43まで、1816番1から1816番7まで、1817番1から1817番15まで、1818番5及び1818番44並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神一丁目2番4号

合同会社 S-G r o w

業務執行社員 一般社団法人アセットホールディングス 職務執行者 辻本 聰

## 公告

宮部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 就任理事

氏名	住所
坂井 清	大牟田市宮部530番地2
坂井 孝敏	大牟田市宮部432番地1
坂井 勉	大牟田市宮部248番地3
堺 恒人	大牟田市宮部130番地
友清 信一郎	大牟田市宮部427番地

## 2 就任監事

氏名	住所
坂井 和久	大牟田市宮部499番地4

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第102号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年12月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

市町村名	施設名	所在地	指定年月日
太宰府市	太宰府市いきいき情報センター（太宰府市生涯学習センター）	太宰府市五条三丁目1番1号	令和7年12月1日

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第354号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵

銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年12月5日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和8年1月29日（木）午前10時00分から午後5時30分までの間

## (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	獵銃及び空気銃の所持に関する法令 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考查
午後4時30分～午後5時30分	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「獵銃等取

- 「扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第355号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年12月5日

福岡県公安委員会

##### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年1月12日（月） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和8年1月22日（木） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
令和8年1月30日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 第1会議室	小倉南警察署

##### 2 講習の科目

- (1) 獃銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 獃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

##### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- 。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「獃銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第356号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく獃銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年12月5日

福岡県公安委員会

##### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年2月22日（日） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

##### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の獃銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年2月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

##### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃

- 砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

---

#### 福岡県公安委員会告示第357号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年12月5日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

##### (1) 講習会の日時

令和8年1月25日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の科目

##### (1) クロスボウの所持に関する法令

##### (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

##### (3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。